

副 本

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

準 備 書 面 (20)

平成20年6月26日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告群馬県知事指定代理人

戸神 博樹



同

村上 行正



同

本木 秀典



同

奥野 幸二



同

萩原 美紀



同

宮田 瞳実



同

中山 勝



同

浅田正人

同

若田部純一

同

後藤剛

同

桐生利一

同

田部井宏明

被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉豊人

同

葉葺孝

同

内田徹

同

内山倫秀

1 最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決(判時1995号74頁)は、「普通地方公共団体が、土地開発公社との間で締結した土地の先行取得の委託契約に基づく義務の履行として、当該土地開発公社が取得した当該土地を買い取る売買契約を締結することが違法となる場合」について、次のア又はイのときは、当該売買契約の締結は違法になると判示した。

この判決は、本件に妥当すると考えられるので、以下、同判決によりつつ、被告らの平成20年2月29日付け準備書面(19)の第4・1(16~19頁)の主張を補充する。なお、略語は従前の例による。

ア「土地開発公社が普通地方公共団体との間の委託契約に基づいて先行取得を行った土地について、当該普通地方公共団体が当該土地開発公社とその買取りのための売買契約を締結する場合において、当該委託契約が私法上無効であるときには、当該普通地方公共団体の契約締結権者は、無効な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、契約締結権者がその義務に違反して買取りのための売買契約を締結すれば、その締結は違法なものになるというべきである。」

イ「また、先行取得の委託契約が私法上無効ではないものの、これが違法に締結されたものであって、当該普通地方公共団体がその取消権又は解除権を有しているときや、当該委託契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該委託契約を解消することができる特殊な事情があるときにも、当該普通地方公共団体の契約締結権者は、これらの事情を考慮することなく、漫然と違法な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、契約締結権者がその義務に違反して買取りのための売買契約を締結すれば、その締結は違法なものになるというべきである。」

2 これを本件についてみると、以下のようになるであろう。

(1) 本件の治水に関する地方負担金（被告らの準備書面（3）4～6頁、15・16頁、19～23頁参照）と利水に関する特定多目的ダム建設工事負担金（同準備書面7～9頁、16・17頁、25～32頁、39・40頁参照）については、「利根川水系工事実施基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」、「八ヶ場ダムの建設に関する基本計画」等及びこれを前提とする国土交通大臣のこれら負担金の納付の通知が違法無効でない限り、その納付は違法とは言えないため、（被告らの準備書面（19）16・17頁等）、上記アの基準が妥当する。

ア 治水に関する地方負担金について

治水に関する地方負担金については、群馬県知事の専決権者である県土木部長等が（被告らの準備書面（3）21～23頁参照）、県議会が議決した予算の執行として、国土交通大臣の納付の通知等に基づいて、国庫に納付するが（同準備書面19～21頁参照）、上記最高裁判決の基準からすると、当該国土交通大臣の納付の通知が「無効」であるときには、県土木部長等は、無効な納付の通知に基づく義務の履行として地方負担金を国庫に納付してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、その納付（公金の支出）は、前提となる県議会の予算の議決を含め、違法になるということになるであろう。

しかし、八斗島基準点の基本高水ピーク流量を2万2000立方メートル／秒とするのは過大であること、カスリーン台風と同様の降雨が利根川流域にあったとしても八ヶ場ダムによる洪水の低減効果はないこと等のことから、八ヶ場ダムは不要である旨の原告らの主張（被告らの準備書面（19）19～23頁及びそこに掲記の被告らの準備書面参照）によって、「利根川水系工事実施基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」、「八ヶ場ダムの建設に関する基本計画」等及びこれらを前提とする国土交通大臣の治水に関する地方負担金の納付の通知が無効になるということはあり得ない。

すなわち、上記計画等では、八斗島地点における基本高水のピーク流量を2

万2000立方メートル／秒とし、うち上流ダム群により5500立方メートル／秒を調節し(そのうちハッ場ダムによる調節分は600立方メートル／秒。同ダムの建設地点では最大流入量3900立方メートル／秒のうち2400立方メートル／秒を調節する。)，河道への配分流量を1万6500立方メートル／秒としているが、利根川の洪水防御のための計画規模（基本高水のピーク流量）をどのように設定し、どのような河道整備を行い、どのようにダム等の洪水調節施設で調節し、どのような流量を河道に流下させるか等は、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮し、河川審議会（現社会资本整備審議会）の意見を聴いて、国土交通大臣が定めるものであり、同大臣の大幅な裁量に委ねられているものである。仮に河川審議会等の意見による国土交通大臣の上記計画等が原告らの主張するように都県民特に群馬県民の安全側に偏ったものであったとしても、そのことをもって上記計画等や国土交通大臣の納付の通知に瑕疵があるとか違法なものだなどと言えるものではなく、いわんや同通知が当然に無効だなどと言えるものではないからである。

したがって、本件において、県土木部長等の治水に関する地方負担金の国庫への納付が違法になるということはあり得ない。

ちなみに、本件においては、ダムサイト・地すべりの危険性や環境についても主張されているが、前者は技術上の問題にすぎず、後者は群馬県の財務とは無関係の問題であり、地方負担金の国庫への納付の適否を左右するものではない。以下、本件の公金の支出について同様であるため、個別の記述は省略する。

イ 利水に関する特定多目的ダム建設工事負担金について

利水（水道、工業用水道）に関する特定多目的ダム建設工事負担金については、県企業管理者又はその専決権者である事業部長等が（被告らの準備書面（3）39・40頁参照）、県議会が議決した予算の執行として、国土交通大臣の水道及び工業用水道に係る建設工事負担金の納付の通知等に基づいて、国庫に納付するが（同準備書面25～32頁参照），上記最高裁判決の基準からすると、当該納付の通知が「無効」であるときには、県企業管理者等の国庫へ

の納付（公金の支出）は、その前提となる県議会の予算の議決を含め、違法になるということになるであろう。

しかし、群馬県の水道事業者等全体の保有水源が最近の1日最大給水量や将来の水需要予測を大きく上回っていること、非かんがい期の水利権をハッ場ダムで取得することは無意味であること等、現在水源に余裕があるから（水余りだから）、ハッ場ダム建設事業に参画する必要がない旨の原告らの主張（被告らの準備書面（19）23～28頁参照）によって、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」（平成16年変更後のもの）及びこれを前提とする国土交通大臣の特定多目的ダム建設工事負担金の納付の通知が無効になるということはあり得ることではない。

すなわち、仮に原告らの主張のとおりだとしても（そうでないことは、被告らの準備書面（19）23～28頁及びそこに掲記の準備書面参照）、上記基本計画が所定の手続を経て変更されない限り、国土交通大臣の納付の通知に影響はないのであって、それがなされないのに、同通知に瑕疵があるとか当然に無効だとか言えないからである。

したがって、本件において、県企業管理者等の利水（水道、工業用水道）に関する特定多目的ダム建設工事負担金の国庫への納付が違法になるということはあり得ない。

ウ なお、ハッ場ダム建設事業の水道についての特定多目的ダム建設工事負担金に関し、総務省自治財政局長通知により、群馬県知事の所管する一般会計から県企業管理者の所管する水道事業会計に出資金の繰り出しがなされている（工業用水道事業にはなされていない。）が（被告らの準備書面（3）23～25頁）、群馬県知事の専決権者である保健福祉部衛生食品課長等が（被告らの準備書面（3）25頁）、県議会の議決した予算の執行として行う繰り出しについても（同準備書面23～25頁）、上記イに述べた理由により、違法になるということはあり得ない。

（2）水特法負担金と基金負担金の支出については、上記イの基準が妥当する。

ア 水特法負担金は、内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の公示を経て、水特法上の整備事業を実施するためのものであり、水特法協定書、覚書、個別覚書（以下併せて「水特法協定書等」という。）に基づいて支出される（被告らの準備書面（3）9～13頁、17・18頁、32～35頁参照）。また、基金負担金は、水特法上の整備事業を補完するための基金事業を実施するためのもので、基金協定書、企業局協定書、藤岡市協定書（以下併せて「基金協定書等」という。）に基づいて支出される（同準備書面13～15頁、18・19頁、35～39頁参照）。

イ 上記最高裁判決の基準からすると（要約すると）、水特法負担金に係る水特法協定書等や基金負担金に係る基金協定書等が、無効ではないにしても違法に締結されたものであって、群馬県が取消権又は解除権を有しているとき、又は、これら協定書等が著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的にみてこれら協定書等を解消することができる特殊な事情があるときにおいて、県企業管理者又はその専権者である事業部長等が（被告らの準備書面（3）39・40頁参照）、水特法負担金、基金負担金を具体的に支出するに際し（支出の内容は、水特法負担金につき被告らの準備書面（3）32～35頁、基金負担金につき同準備書面35～39頁参照），これら事情を考慮して取消若しくは解除又は解消することなく漫然と支出をすれば、その支出（公金の支出）は違法になる、ということになるであろう。

しかし、上記目的のための協定書等の締結が違法に締結されたものだとか、著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるなどと言えないことは説明するまでもなく、また、仮に原告らの主張するように現在群馬県で水源に余裕があるとしても（この点については、被告らの準備書面（19）23～28頁等参照）、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更等所定の手続を経ない限り、県企業管理者等群馬県において、一方的にこれら協定書等を取消若しくは解除又は解消をすることはで

きないのであり、したがって、これら原告らの主張することは水特法負担金や基金負担金の支出に際しての財務会計法規上の義務の内容にはなり得ないのである。

したがって、本件において、原告らの主張により、県企業管理者又はその専決権者である事業部長等の水特法負担金及び基金負担金の支出（公金の支出）が違法になることはあり得ない。

3 以上に述べたとおり、本訴請求は失当のものであり、すみやかに棄却（一部却下）されるべきものである。

以上